

警察庁丁交指発第27号
警察庁丁高速発第33号
警察庁丁勤発第15号
平成4年2月14日

各管区警察局保安(公安)部長
警視庁交通部長
警視庁警ら部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

(参考送付先)

本庁各局部課長
各審議官
首席監察官
警察大学校長
皇宮警察本部長

警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局高速道路課長
警察庁保安部外勤課長

物件事故処理要領について

物件事故の処理については、「物件事故の処理について」(昭和43年5月29日付け、警察庁丙交指発第20号)、「物件事故処理における交通(反則)切符の運用について」(昭和44年10月6日付け、警察庁丙交指発第31号)、「物件事故取扱い要領について」(昭和63年12月15日付け、警察庁丁交指発第331号・丁勤発第224号)により行われてきたところであるが、今回、これら物件事故処理に関する従来の方針及び運用状況等の実績を踏まえて、下記のとおり要領を定めることとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「物件事故取扱い要領について」(昭和63年12月15日付け、

警察庁丁交指発第331号・丁勤発第224号)は廃止する。

記

1 物件事故処理要領

物件事故(建造物の損壊に係るものを除く。以下同じ。)の処理は、次の要領により行うものとする。

(1) 認知時の措置

110番又は警察署等(註1)への通報により物件事故を認知した場合、当該事故が次の要件をともに充足するときは、原則として現場見分(註2)を省略するものとする。

ア 警察官による交通流の回復等緊急の措置を講ずる必要がない場合
イ 当事者が現場見分を希望せず、車両とともに来署(所・隊)することが可能な場合

(2) 受理警察官の措置

前記(1)により、事故当事者が来署(所・隊)した場合において、警察官が警察署等において事情聴取の結果、次の項目に該当することが判明したときは、速やかに現場見分を行うものとする。

ア 人身事故へ発展するおそれがあるとき
イ 運転者の交通違反が明白で、立証が必要となったとき
ウ その他現場見分を実施する必要があると認めたとき

(注)1 警察署、派出所、駐在所、高速道路交通警察隊等をいう。

2 現場に臨場し、実況見分を行うことをいう。

2 物件事故立件基準

(1) 現認事件の場合

物件事故発生の際に警察官が現場にあり、当該事故に伴う交通違反を現認した場合は、事故の伴わない違反・事件と同様の処理を行うものとする。

(2) 非現認事件の場合

物件事故を当事者からの報告等警察官の現認によらないで認知した場合における当該事故に伴う違反・事件の処理については、原則として次によること。

3 反則行為と物件事故発生原因の認定

交通違反の立件に当たっては、法第125条第2項第3号に規定する「反則行為をし、よって交通事故を起こした者」を認定するについては、厳格にこれを行い、その反則行為と事故との間に直接的な因果関係が明白に認定される場合を除いては、他の除外事由に該当しない限り、原則として交通反則通告制度により処理すること。

4 事故の記録

(1) 事故の記録に際しては、別記様式の「物件事故報告書」を作成すること。

この場合、備考欄に衝突地点及び事故概要をメモ程度に簡記することとし、2の(2)のウに該当する物件事故については、現場付近の略図等の添付は要しないこととする。

また、物件事故から人身事故への切り替え、交通事故をめぐる保険金詐欺事件等に対応するため、必要により、現場見分省略、非省略を問わず関係者の言動等を備考欄に記録しておくこととする。

(2) 違反行為を明確に立証でき立件の対象とした事件については、犯罪捜査規範第219条に定める交通法令違反事件簿を作成するとともに、その旨を必要により、前記「物件事故報告書」に記録しておくこと。

5 留意事項

(1) 高速道路（高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法施行令第42条第1項に規定する自動車専用道路をいう。）における物件事故処理については、一般道路（高速道路以外の道路をいう。）に比較し二次的な事故や障害発生危険性が特に高いことから、上記1の運用に際しては、原則として事故発生場所を管轄する高速道路交通警察隊に対し届出があった場合に限るものとする。

なお、高速自動車国道における現場見分を省略した物件事故の交通事故統計原票については、関係当事者からの聴取によって記載すること。

(2) 現場見分を行う場合においても、事故の状況等を考慮して、必要に応じ実況見分の簡略化に配慮すること。

(3) 警察署等において現場見分を省略できる物件事故の届出を受けた場合は、警察署等の管轄区域のいかんを問わず受理するものとし、都道府県警察等の管轄区域外に係る物件事故にあっても、都道府県警察間の協議により受理することができるものとする。

この場合、受理警察署等は、速やかに発生地を管轄する警察署等に通報するとともに、関係書類を送付すること。

別記様式

署長	次長	課長	係長	主任	指揮幹部						
						No					
物 件 事 故 報 告 書						課 (係) ㊟					
届出 (第 当事者・その他) ・警察官の現認・その他				捜査主任者		担当者					
受理番号	第 号			受理日時	平成 年 月 日 午 時 分						
発生日時	平成 年 月 日 午 時 分			ころ (曜日) 天候							
発生場所											
第 一 当 事 者	住 所				運 免 転 許						
	フリガナ	生 年 月 日	明大 昭平	年 月 日 生 (歳)	被 害 程 度						
	氏 名				処 理 区 分	1 反則切符 2 交通切符 3 特例書式 4 基本書式 5 捜査中 6 指 導 7 違反なし					
	車 種	自 事	車 種 番 号		身 措 柄 置	不拘束・通常・現行・緊急					
	自 賠 責 保 険 関 係	有 契 約 先 無	契 約 書 番 号								
事 故 時 状 態	運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他										
第 二 当 事 者	住 所				運 免 転 許						
	フリガナ	生 年 月 日	明大 昭平	年 月 日 生 (歳)	被 害 程 度						
	氏 名				処 理 区 分	1 反則切符 2 交通切符 3 特例書式 4 基本書式 5 捜査中 6 指 導 7 違反なし					
	車 種	自 事	車 種 番 号		身 措 柄 置	不拘束・通常・現行・緊急					
	自 賠 責 保 険 関 係	有 契 約 先 無	契 約 書 番 号								
事 故 時 状 態	運転・同乗(運転者氏名)・歩行・その他										
事 故 類 型	人 対 車 両	車 両 相 互					車 両 単 独			踏 切	不 明 (調 査 中)
		正 面 衝 突	側 面 衝 突	出 街 合 頭 突	接 触	追 突	そ の 他	転 倒	路 外 逸 脱		
示 談	成立・示談中・不成立・その他						現場見分の有無		有・無		
備 考											

(注) 当事者が3人以上いる場合は別紙を用いること。

別紙

第 当 事 者	住 所			運 免 転 許	
	フリガナ	生 年	明大	被 害	
	氏 名	月 日	昭平	程 度	
	車 種	自 事	車 番 両 号	処 理	1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 險 関 係	有 無 契 約 先	契 約 番 号	区 分	
事 故 時 態	運 転 ・ 同 乗 (運 転 者 氏 名) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置	不 拘 束 ・ 通 常 ・ 現 行 ・ 緊 急
第 当 事 者	住 所			運 免 転 許	
	フリガナ	生 年	明大	被 害	
	氏 名	月 日	昭平	程 度	
	車 種	自 事	車 番 両 号	処 理	1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 險 関 係	有 無 契 約 先	契 約 番 号	区 分	
事 故 時 態	運 転 ・ 同 乗 (運 転 者 氏 名) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置	不 拘 束 ・ 通 常 ・ 現 行 ・ 緊 急
第 当 事 者	住 所			運 免 転 許	
	フリガナ	生 年	明大	被 害	
	氏 名	月 日	昭平	程 度	
	車 種	自 事	車 番 両 号	処 理	1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 險 関 係	有 無 契 約 先	契 約 番 号	区 分	
事 故 時 態	運 転 ・ 同 乗 (運 転 者 氏 名) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置	不 拘 束 ・ 通 常 ・ 現 行 ・ 緊 急
第 当 事 者	住 所			運 免 転 許	
	フリガナ	生 年	明大	被 害	
	氏 名	月 日	昭平	程 度	
	車 種	自 事	車 番 両 号	処 理	1 反 則 切 符 2 交 通 切 符 3 特 例 書 式 4 基 本 書 式 5 捜 査 中 6 指 導 7 違 反 な し
	自 賠 責 保 險 関 係	有 無 契 約 先	契 約 番 号	区 分	
事 故 時 態	運 転 ・ 同 乗 (運 転 者 氏 名) ・ 歩 行 ・ そ の 他			身 柄 措 置	不 拘 束 ・ 通 常 ・ 現 行 ・ 緊 急